

第22回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年3月25日（火曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について	
第 2	会期決定について	
第 3	会務報告	
第 4	報告第 47号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る あっせん委員の指名について	4件
第 5	報告第 48号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について	1件
第 6	報告第 49号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について	5件
第 7	報告第 50号 農地の賃借料情報の算定について	
第 8	議案第 107号 農用地の賃貸借に係る合意解約について	2件
第 9	議案第 108号 農業振興地域整備計画の変更について	1件
第 10	議案第 109号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
第 11	議案第 110号 農用地利用集積計画の作成の要請について	30件
第 12	議案第 111号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について	
第 13	議案第 112号 農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画（案）について	

○出席委員（16名）

1番 平山 正志 君	2番 濵谷 洋 君	3番 大泉 義明 君
4番 小野寺典男 君	5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君
7番 森田 享子 君	8番 舟山 珠代 君	9番 津野 齊 君
10番 甲斐やす子 君	11番 笹木 真一 君	12番 山本 政弘 君
13番 熊谷 英二 君	14番 嶋中 勝 君	15番 遠藤 聰 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員（5名）

●番 ●● ●● 君	●番 ●● ●● 君	●番 ●● ●● 君
●番 ●● ●● 君	●番 ●● ●● 君	

○欠席委員（0名）

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 工藤 理恵 君	農地係長 青島 雅明 君
主任 濵谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長 (佐藤徳市君) 只今から第22回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は16名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長 (佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長 (佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・佐藤松喜君 6番・渡邊君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長 (佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第22回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 (佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長 (佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第47号

○会長 (佐藤徳市君) 日程第4。報告第47号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容4件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 (佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）　　はい。

報告第47号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するもの
であります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり4件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 68.5ha

指名年月日 令和7年3月11日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、大泉委員、佐藤松喜委員、渡邊委員、熊谷委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 41.2ha

指名年月日 令和7年3月11日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 11.5ha

指名年月日 令和7年3月11日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

番号4

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 7.8ha

指名年月日 令和7年3月11日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号4について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1から番号4については報告のとおり承認されました。
以上をもって、報告第47号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第48号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第48号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題といたします。
番号1を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。
報告第48号について説明させていただきます。
農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●さん
あっせん委員長 遠藤委員
あっせん委員 小野寺委員、甲斐委員、熊谷委員
報告年月日 令和7年2月27日
譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。
土地の所在 字阿歴内19-5
現況地目 畑
面積 185,963m²外10筆、合計面積は523,552m²
価格 12,433,000円
譲受人氏名 ●●●●さん
予定資金関係は資金借入
なお番号1につきましてはあっせん委員長であります遠藤委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聰君） 15番、遠藤です。
報告第48号、番号1について報告いたします。
令和6年11月15日に小野寺委員、山本委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。
令和7年2月27日に、小野寺委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で阿歴内公民館において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第48号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第49号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第49号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第49号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり5件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 渡邊委員、森田委員

報告年月日 令和7年2月12日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野西2線70-2

現況地目 畑

面積 6,571m²外8筆、合計面積は142,374m²

年間賃料 120,540円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和7年8月2日まで

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番・嶋中です。

報告第49号番号1について報告致します。

令和7年2月12日、あっせん委員に渡邊委員、森田委員と私が指名されましたので、あっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、取得予定の●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員

報告年月日 令和7年2月13日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野270-4の内

現況地目 畑

面積 49,265m²

年間賃貸料 157,648円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和12年2月27日まで

土地の所在 字虹別原野271-1の内

現況地目 畑

面積 48,837m²外6筆、合計面積は196,499m²

年間賃貸料 628,794円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和12年2月27日まで

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番・笛木です。

報告第49号番号2について報告致します。

令和7年1月24日に平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に賃貸料を提示したところ賃貸の承諾を得ました。

令和7年2月13日に平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で虹楽夢において第2回あっせん委員会を開催し、借り受け希望者を調整したところ、●●●●さんと●●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続きまして番号3を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 大泉委員、佐藤松喜委員、渡邊委員

報告年月日 令和7年3月13日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野 5 8 線 1 5 6 - 1

現況地目 畑

面積 48,780m²

年間賃貸料 34,100円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和 12 年 1 月 28 日まで

土地の所在 字虹別原野 3 9 9 - 1

現況地目 畑

面積 28,329m²外 3 筆、合計面積は 142,404m²

年間賃貸料 98,150円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和 12 年 1 月 28 日まで

なお番号 3 につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13 番・熊谷君。

○13 番（熊谷英二君） 13 番・熊谷です。

報告第 49 号番号 3 について報告致します。

あっせん委員に大泉委員、佐藤松喜委員、渡邊委員と私が指名されましたので、令和 7 年 3 月 13 日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●のあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5 年後に取得予定の●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 3 について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、13 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 3 は報告のとおり承認されました。

（●● ●● 君復席）

続きまして番号 4 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）　　はい。

番号4

あっせん賃貸借申出者　●●●●、●●●●さん

あっせん委員長　熊谷委員

あっせん委員　大泉委員、佐藤松喜委員、渡邊委員

報告年月日　令和7年3月13日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在　字虹別原野118-8

現況地目　畠

面積　71,199m²

年間賃貸料　45,480円

借受人氏名　●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和12年1月28日まで

土地の所在　字虹別原野118-9

現況地目　畠

面積　48,780m²外3筆、合計面積は51,441m²

年間賃貸料　33,390円

借受人氏名　●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和12年1月28日まで

土地の所在　字虹別原野945-2

現況地目　畠

面積　10,000m²

年間賃貸料　6,610円

借受人氏名　●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和12年1月28日まで

なお番号4につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）　　13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君）　　13番・熊谷です。

報告第49号番号4について報告致します。

あっせん委員に大泉委員、佐藤松喜委員、渡邊委員と私が指名されましたので、令和7年3月13日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）　　以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられ

ました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は報告のとおり承認されました。

続きまして番号5を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号5

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 大泉委員、佐藤松喜委員、渡邊委員

報告年月日 令和7年3月13日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ409-3

現況地目 畑

面積 6,344m²外9筆、合計面積は209,280m²

年間賃貸料 109,750円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和12年1月28日まで

土地の所在 字上オソツベツ原野143

現況地目 畑

面積 17,161m²外2筆、合計面積は37,516m²

年間賃貸料 11,210円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和12年1月28日まで

土地の所在 字上オソツベツ原野基線47-1

現況地目 畑

面積 9,641m²外5筆、合計面積は114,325m²

年間賃貸料 33,490円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和12年1月28日まで

なお番号5につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番・熊谷です。

報告第49号番号3について報告致します。

あっせん委員に大泉委員、佐藤松喜委員、渡邊委員と私が指名されましたので、令和7年3月13日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

以上をもって、報告第49号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎報告第50号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。報告第50号、農地の賃借料情報の算定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

報告第50号についてご説明させていただきます。

農地の賃借料情報の算定について、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報を次のとおり算定したので報告するものであります。

標茶町賃借料情報は、別添のとおりとなっております。

標茶町賃借料情報、令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃借料における

賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

1. 畑（牧草畠）の部

締結（公告）された地域名は標茶町全域

平均額2,500円

最高額3,200円

最低額1,400円

データ数、251筆

なお、この標茶町の賃借料情報につきましては、4月よりホームページで公表させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第50号は報告のとおり承認されました。

◎議案第107号

○会長（佐藤徳市君）日程第8。議案第107号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求める。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

議案第107号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があつた下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-11

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、34,883m²外4筆、合計面積、174,629m²

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和3年7月31日。

契約期間、令和3年7月31日から令和13年12月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年3月10日となっております。

なお、番号2については、賃借人、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

土地の表示、字上オソツベツ原野基線120-36

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、25,878m²外1筆、合計面積、45,763m²

契約年月日、令和6年6月28日。

契約期間、令和6年6月28日から令和16年6月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年3月10日となっております。

なお、番号1から番号2については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君）13番、熊谷です。

議案第107号、番号1から番号2について説明させていただきます。

3月12日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から6ヶ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

(●● ●●君復席)

以上をもって、議案第107号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第108号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第108号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第108号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

区分、除外

地番、字オソツベツ307-1

現況地目、雑種地。

面積、30,409m²の内750m²。

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定しました。

なお、調査結果につきましては、瀧谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・瀧谷君。

○2番（瀧谷洋君） 2番、瀧谷です。

議案第108号 番号1について報告いたします。

令和6年4月8日に、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の1ページから2ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は●●●●さんの土地に農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第108号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第109号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第109号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第109号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歷内16-7

地目、登記簿、現況ともに畠

面積、49,680m²。

契約の種類、売買

譲渡人 相手方の希望による、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 自己資金 700,000円

譲受人 世帯員 2 名

譲受人 畑 1,129,321m²、うち借入地 459,717m²。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては遠藤委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聰君） 15番、遠藤です。

議案第109号、番号1について報告いたします。

3月3日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●● ●● 君復席）

お諮りいたします。

番号2から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●● 君退席）

番号2

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字栄195-14。

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、47,674m²外13筆、合計面積は229,400m²。

契約の種類、交換。
権利移転設定の理由、譲渡人、双方利便性向上のため、譲受人、双方利便性向上のため。
資金調達の方法及び価格、無償。
譲受人世帯員 2 名。
農地は749, 602m²、うち借入地173, 286m²。
経営状況については、説明を省略させていただきます。

続きまして番号 3。
譲渡人、●●●●、●●●●さん。
譲受人、●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字栄 2 1 7 – 4。
地目、登記簿、現況ともに畠。
面積、176, 508m²。
契約の種類、交換。
権利移転設定の理由、譲渡人、双方利便性向上のため、譲受人、双方利便性向上のため
資金調達の方法及び価格、無償。
譲受人世帯員 2 名。
農地は2, 441, 258m²、うち借入地175, 423m²。
経営の状況については、説明を省略させていただきます。
なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7 番・森田君。

○15番（森田享子君） 7 番・森田です。
議案第109号、番号2及び番号3について報告致します。
3月7日に現地調査を行ってまいりました。
今回の申請は、●●●●さんと●●●●さん双方の利便性向上のため農地を交換し、効率的に農地を使用するため、今回の申請となりました。
●●●●さん、●●●●さん共に、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については原案可決されました。

(●● ●●君復席)

以上をもって、議案第109号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第110号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第110号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容30件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第110号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり30件となっております。

番号1

利用権の設定を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内19-5

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、185,963m²外8筆、合計面積476,320m²

利用権設定等の種類、所有権の移転

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、売買

所有権移転の時期、令和7年3月28日

対価の支払い期限、令和7年3月31日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格は、12,338,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号1については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮りいたします。

番号2から番号6まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号6まで内容5件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字西熊牛原野西2線70-2

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、6,571m²外8筆、合計面積、142,374m²

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠及び採放地

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月28日から令和7年8月2日

土地の引渡時期、令和7年3月28日

金額は、年間120,540円

支払方法は毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3から番号6については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野945-2

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、10,000m²

利用権設定等の内容、普通畠

利用権の期間、令和7年3月28日から令和12年1月28日

金額は、年間6,610円となっております。

番号 4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野 1 1 8 – 8

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、71, 199m²

利用権設定等の内容、普通畠

利用権の期間、令和 7 年 3 月 2 8 日から令和 1 2 年 1 月 2 8 日

金額は、年間45, 480円となっております。

番号 5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野 1 1 8 – 9

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、48, 780m²外 3 筆、合計面積、51, 441m²

利用権設定等の内容、普通畠

利用権の期間、令和 7 年 3 月 2 8 日から令和 1 2 年 1 月 2 8 日

金額は、年間33, 390円となっております。

番号 6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野 3 9 9 – 1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、28, 329m²外 3 筆、合計面積、142, 404m²

金額は、年間98, 150円となっております。

なお、番号 2 から番号 6 については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなつております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 から番号 6 まで内容 5 件については原案可決されました。

続きまして番号 7 を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）　　はい。

番号 7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野 58 線 156-1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、48,780m²

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和 7 年 3 月 28 日から令和 12 年 1 月 28 日

土地の引渡時期、令和 7 年 3 月 28 日

金額は、年間 34,100 円

支払方法は毎年 12 月 10 日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 7 については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）　　以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　　ご異議ないものと認めます。

よって、番号 7 については原案可決されました。

(●● ●●君復席)

お諮りいたします。

番号 8 から番号 9 まで内容 2 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　　ご異議ないものと認めます。

よって、番号 8 から番号 9 まで内容 2 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）　はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野基線47-1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、9,641m²外5筆、合計面積、114,325m²

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月28日から令和12年1月28日

土地の引渡時期、令和7年3月28日

金額は、年間33,490円

支払方法は毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9については、利用権の設定をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号8と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ409-3

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、6,344m²外9筆、合計面積、209,280m²

金額は、年間109,750円となっております。

なお、番号8から番号9については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなつておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号9まで内容2件については原案可決されました。

続きまして番号10を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●　●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）　はい。

番号 10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野 143

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、17,161m²外 2 筆、合計面積、37,516m²

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和 7 年 3 月 28 日から令和 12 年 1 月 28 日

土地の引渡時期、令和 7 年 3 月 28 日

金額は、年間 11,210 円

支払方法は毎年 12 月 10 日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 10 については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号 10 については原案可決されました。

（●● ●● 君復席）

お諮りいたします。

番号 11 から番号 12 まで内容 2 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号 11 から番号 12 まで内容 2 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

番号 11

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野270-4の内

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、49,265m²

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日

土地の引渡時期、令和7年3月28日

金額は、年間157,648円

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12については、利用権の設定をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号11と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野271-1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、48,837m²外6筆、合計面積、196,499m²

金額は、年間628,796円となっております。

なお、番号11と番号12については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12まで内容2件については原案可決されました。

続きまして番号13を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上多和原野基線5-1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、29,467m²外1筆、合計面積223,730m²

利用権設定等の種類、貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日

土地の引渡時期、令和7年3月28日

金額は年間427,000円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号13については渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

議案第110号、番号13について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号14から番号16まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号16まで内容3件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-23

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、14,151m²外2筆、合計面積、55,998m²

利用権設定等の種類、貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日

土地の引渡時期、令和7年3月28日

金額は年間11,199円。

支払方法は毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号15から番号16については、利用権の設定をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号14と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-11

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、34,883m²外1筆、合計面積、79,186m²

金額は年間15,837円。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-36

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、25,878m²外2筆、合計面積、170,072m²

金額は年間34,014円。

以上です。

なお、番号14から番号16については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い

たします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第110号、番号14から番号16について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月12日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号16については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

続きまして番号17を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字クチヨロ原野219-1の内

地目、登記簿牧場、現況畠。

面積、254,556m²

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日

土地の引渡時期、令和7年3月28日

金額は年間381,834円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号17については瀧谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・瀧谷君。

○2番（瀧谷洋君） 2番、瀧谷です。

議案第110号、番号17について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・瀧谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号18から番号20まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号20まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字西熊牛原野2-1

地目、登記簿原野、現況畠。

面積、69,669m²外10筆、合計面積、293,978m²

利用権設定等の種類、貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日

土地の引渡時期、令和7年3月28日

金額は年間505,382円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号19から番号20については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号18と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号19

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字西熊牛原野5-7の内

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、25,770m²外14筆、合計面積、481,515m²

金額は年間1,203,787円。

番号20

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字西熊牛原野62-1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、1,219m²

金額は年間3,047円。

以上です。

なお、番号18から番号20については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第110号、番号18から番号20について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号20については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号21から番号22まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号21から番号22まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号21

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野624の内

地目、登記簿現況ともに畠。

面積、47,900m²外2筆、合計面積、140,197m²

利用権設定等の種類、貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日

土地の引渡時期、令和7年3月28日

金額は年間434,000円。

支払方法は毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号22については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号21と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号22

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野 5 9 線 9 2 – 1 の内

地目、登記簿現況とともに畑。

面積、18,280m²外16筆、合計面積、350,176m²

金額は年間1,085,000円。

以上です。

なお、番号 2 1 から番号 2 2 については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 1 番・笛木君。

○ 1 1 番（笛木眞一君） 1 1 番、笛木です。

議案第 1 1 0 号、番号 2 1 から番号 2 2 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 1 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 1 から番号 2 2 まで内容 2 件については原案可決されました。

続きまして番号 2 3 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 2 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野 1 0 – 1 の内

地目、登記簿現況とともに畑。

面積、40,099m²外4筆、合計面積、141,090m²

利用権設定等の種類、貸借権の設定
利用権設定等の内容、普通畠
成立する法律関係、賃貸借
利用権の期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日
土地の引渡時期、令和7年3月28日
金額は年間451,488円。
支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。
以上です。
なお、番号23については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。
○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。
議案第110号、番号23について報告いたします。
事務局より調査依頼があり、3月20日に現地調査を行ってまいりました。
この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては事務局説明のとおりです。
以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号23については原案可決されました。
続きまして番号24を議題といたします。
なお●番・●●君と●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君、●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。
番号24

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内原野南6線160-1の内

地目、登記簿現況とともに畠。

面積、35,005m²外1筆、合計面積、39,376m²

利用権設定等の種類、貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月28日から令和16年2月28日

土地の引渡時期、令和7年3月28日

金額は年間110,000円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号24については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聰君） 15番、遠藤です。

議案第110号、番号24について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号24については原案可決されました。

（●● ●●君、●● ●●君復席）

続きまして番号25を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）　　はい。

番号 25

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字クチヨロ原野 26-4 の内

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、7,369m²外83筆、合計面積1,855,631m²

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、使用貸借

利用権の期間、令和7年4月24日から令和17年4月23日

土地の引渡時期、令和7年4月24日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

なお、番号 25 については瀧谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）　　2番・瀧谷君。

○2番（瀧谷洋君）　　2番、瀧谷です。

議案第110号、番号 25 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　　以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・瀧谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号 25 については原案可決されました。

続きまして、番号 26 を議題と致します。

なお●番・●●君は農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）　　はい。

番号 26。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字ヌマオロ 4-1 の内。

地目、登記簿牧場、現況畠。

面積、38,718m²外 9 筆、合計面積は 2,024,047m²。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畠。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで。

土地の引渡時期、令和 7 年 4 月 1 日。

金額は、無償となっております。

なお、番号 26 については瀧谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）　　2 番・瀧谷君。

○2 番（瀧谷洋君）　　2 番・瀧谷です。

議案第 110 号、番号 26 について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3 月 20 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）　　以上をもって番号 26 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 2 番・瀧谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号26は原案可決されました。

（●● ●● 君復席）

続きまして、番号27を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号27。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ123-2の内。

地目、登記簿牧場、現況畠。

面積、275,706m²外4筆、合計面積は424,520m²。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畠。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和7年4月1日。

金額は、無償となっております。

なお、番号27については森田委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第110号、番号27について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号27について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号27については原案可決されました。

続きまして、番号28を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号28。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野34-1の内。

地目、登記簿牧場、現況畠。

面積、1,652,672m²外1筆、合計面積は1,744,872m²。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畠。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和7年4月1日。

金額は、無償となっております。

なお、番号28については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○7番（森田享子君） 10番・甲斐です。

議案第110号、番号28について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号28について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号28については原案可決されました。

続きまして、番号29を議題と致します。

なお●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号29。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ178-1の内。

地目、登記簿牧場、現況畠。

面積、1,196,607m²外3筆、合計面積は1,969,181m²。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畠。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和7年4月1日。

金額は、無償となっております。

なお、番号29については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番・甲斐です。

議案第110号、番号29について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●は、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用

して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号29について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号29については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

続いて番号30を議題と致します。

なお、●番・●●君、●番・●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君、●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号30

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歷内148-1の内。

地目、登記簿牧場、現況畠。

面積、489,573m²。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畠。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和7年4月1日。

金額は、無償となっております。

なお、番号30については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聰君） 15番・遠藤です。

議案第110号、番号30について報告致します。

事務局より調査依頼があり、3月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号30について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号30については原案可決されました。

（●● ●●君、●● ●●君復席）

以上をもって、議案第110号、内容30件については原案可決されました。

◎議案第111号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第111号、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第111号について説明させていただきます。

令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について

令和7年度の最適化活動の目標の設定等（案）について、次のとおり策定したので、議決を求めるものであります。

令和7年度の最適化活動の目標の設定等（案）については別紙のとおりとなっております。

なお、説明につきましては先ほどの全体協議会で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどを宜しくお願ひ致します。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第111号については原案可決されました。

◎議案第112号

○会長（佐藤徳市君） 日程第13。議案第112号、農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第112号について説明させていただきます。

農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画（案）について、農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画（案）については、別紙のとおりとなっております。

この目標及び取組計画（案）につきましては、第5次男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性委員の割合の目標を設定するとともに、女性登用の推進のための取組計画を策定するものとなっています。

詳細につきましては、先ほど全体協議会にて説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどを宜しくお願ひ致します。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第112号については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第22回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第22回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時43分閉会）